

1. 議事日程（令和3年第2回北広島町議会定例会）

令和3年6月24日  
午前10時開議  
於 議 場

- |       |        |   |
|-------|--------|---|
| 日程第1  | 承認第2号  | 専決処分の承認を求めることについて<br>(北広島町税条例等の一部を改正する条例)     |
| 日程第2  | 承認第3号  | 専決処分の承認を求めることについて<br>(令和3年度北広島町一般会計補正予算(第2号)) |
| 日程第3  | 議案第58号 | 北広島町生活改善施設設置及び管理条例の一部を改正する条例                  |
| 日程第4  | 議案第59号 | 財産の無償譲渡について<br>(下石生活改善センター)                   |
| 日程第5  | 議案第60号 | 財産の取得について<br>(高規格救急自動車)                       |
| 日程第6  | 審査報告   | 予算審査特別委員会の審査報告                                |
| 日程第7  | 議案第61号 | 令和3年度北広島町一般会計補正予算(第3号)                        |
| 日程第8  | 議案第62号 | 令和3年度北広島町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)                |
| 日程第9  | 議案第63号 | 令和3年度北広島町介護保険特別会計補正予算(第1号)                    |
| 日程第10 | 審査報告   | 請願・陳情等の常任委員会審査報告                              |
| 日程第11 | 陳情審査   | 陳情第1号 地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について                |
| 日程第12 | 発議第3号  | 北広島町議会会議規則の一部を改正する規則                          |
| 日程第13 | 発議第4号  | 地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について                      |

2. 出席議員は次のとおりである。

1番 亀岡 純一	2番 伊藤 立真	3番 敷本 弘美
4番 中村 忍	5番 佐々木 正之	6番 山形 しのぶ
7番 美濃 孝二	8番 梅尾 泰文	9番 伊藤 淳
10番 服部 泰征	11番 宮本 裕之	12番 湊 俊文

3. 欠席議員は次のとおりである。

なし

4. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長 箕野 博司	副町長 畑田 法正	教育長 池田 庄策
芸北支所長 榎原 ナギサ	大朝支所長 小椿 治之	豊平支所長 細川 敏樹

危機管理課長	野上正宏	総務課長	川手秀則	財政政策課長	植田優香
管財課長	高下雅史	まちづくり推進課長	沼田真路	税務課長	矢部芳彦
町民課長	大畑紹子	福祉課長	芥川智成	保健課長	迫井一深
農林課長	宮地弥樹	商工観光課長	中川克也	建設課長	竹下秀樹
上下水道課長	寺川浩郎	消防長	日田靖成	学校教育課長	植田伸二
生涯学習課長	西村豊	会計管理者	細居治		

5. 職務のため議場に出席した事務局職員

議会事務局長 三宅克江                      議会事務局 小川友里江

~~~~~ ○ ~~~~~

午 前 10時 00分 開 議

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（湊俊文） おはようございます。クールビズにより暑い方は上着をとっていただいても結構です。併せて新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、議場内においてもマスクを着用することとしております。マスクをしたままで議事進行をさせていただきます。本定例会も本日が最終日となりました。本日は、議案の審議、採決となっております。発言を行う際もマスクをしたまま、質疑、答弁は要点のみ簡潔に行ってください。また、採決では、全て起立を求めますので、あらかじめお願いをしておきます。ご理解、ご協力をお願いいたします。ただいまの出席議員は12名です。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（北広島町税条例等の一部を改正する条例）

○議長（湊俊文） 日程第1、承認第2号、専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより承認第2号、専決処分の承認を求めることについて採決します。本件について承認することに賛成の方は起立願います。（起立全員）

○議長（湊俊文） 起立全員です。したがって、承認第2号、専決処分の承認を求めることについて、承認することに決定されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度北広島町一般会計補正予算（第2号））

- 議長（湊俊文） 日程第2、承認第3号、専決処分の承認を求めることについてを議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより承認第3号、専決処分の承認を求めることについて採決します。本件について承認することに賛成の方は起立願います。（起立全員）
- 議長（湊俊文） 起立全員です。したがって、承認第3号、専決処分の承認を求めることについて、承認することに決定されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 議案第58号 北広島町生活改善施設設置及び管理条例の一部を改正する条例

- 議長（湊俊文） 日程第3、議案第58号、北広島町生活改善施設設置及び管理条例の一部を改正する条例を議題といたします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立全員）
- 議長（湊俊文） 起立全員です。したがって、議案第58号、北広島町生活改善施設設置及び管理条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第4 議案第59号 財産の無償譲渡について（下石生活改善センター）

- 議長（湊俊文） 日程第4、議案第59号、財産の無償譲渡についてを議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立全員）
- 議長（湊俊文） 起立全員です。したがって、議案第59号、財産の無償譲渡について、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 議案第60号 財産の取得について（高規格救急自動車）

- 議長（湊俊文） 日程第5、議案第60号、財産の取得についてを議題とします。これより質疑

を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立全員）

○議長（湊俊文） 起立全員です。したがって、議案第60号、財産の取得については原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第6 予算審査特別委員会の審査報告

- 議長（湊俊文） 日程第6、予算審査特別委員会の審査報告を議題とします。議案第61号、令和3年度北広島町一般会計補正予算第3号から、議案第63号、令和3年度北広島町介護保険特別会計補正予算第1号までの補正予算関係3議案については予算審査特別委員会へ審査を付託しておりますので、その結果について報告を求めます。予算審査特別委員会、服部委員長。
- 予算審査特別委員長（服部泰征） 予算審査特別委員会の審査報告を行います。令和3年6月24日。北広島町議会議長湊俊文様。予算審査特別委員会委員長服部泰征。令和3年度北広島町一般会計補正予算及び特別会計補正予算の予算審査特別委員会審査報告書。1、審査対象。議案第61号、令和3年度北広島町一般会計補正予算第3号、議案第62号、令和3年度北広島町農業集落排水事業特別会計補正予算第1号、議案第63号、令和3年度北広島町介護保険特別会計補正予算第1号、以上3件です。2、審査期間。令和3年6月10日から18日までの間2日間。3、審査方法。令和3年第2回北広島町議会定例会開会の6月9日に、令和3年度北広島町補正予算関係3議案の予算審査を行うために、予算審査特別委員会が設置され、予算審査の付託を受けた。よって、特別委員会を6月10日、18日に招集し、10日は執行者等の出席を求めて、各会計の予算説明を受け、その後18日で質疑と慎重審査を行い、最後に特別委員会として採決を行った。4、審査結果。付託を受けた令和3年度北広島町補正予算関係議案3件については、原案可決と決定した。5、審査意見。令和3年度予算は、箕野町政3期目の初年度の予算編成となるものである。一般会計予算は、135億8000万円の骨格予算に補正予算額2500万円、今回の肉づけ予算額5億8600万円を追加し、総額141億9100万円となり、前年度当初に比べ6億8900万円、率にして4.6%の減となっている。歳入のうち町税は、新型コロナウイルス感染症の影響により減収が見込まれることから、約1億7700万円の減、国庫支出金は社会資本整備交付金の減により約1億4000万円の減、諸収入は約1億8400万円の減など、全体として6億8900万円の減額となり、厳しい財政状況の中、財政調整基金その他基金を約4億9400万円余り繰り入れての予算編成となっている。令和3年度の予算は、第2次北広島町長期総合計画及び第2期北広島町総合戦略に位置づけられた事業を着実に展開していくための予算編成がなされている。6月補正（肉づけ予算）の主要施策・事業においては、施策Ⅰ、みんなで創造する実りと活力のあるまちでは、農業、畜産業に対する経営の継承や規模拡大・基盤整備のための事業、施策Ⅱ、誰もが愛着を持って暮らせるまちでは、子育て世帯生活支援特別給付金、八重小学校校舎・体育館改修工事実施設計業務、学校保健特別対策事業など、施策Ⅲ、心身ともに健やかで安心して暮らせるま

ちでは、介護施設等整備費補助金など、施策Ⅳ、やすらぎと便利さを感じられるまちでは、道路新設改良事業・橋梁維持修繕事業や小型動力ポンプ付積載車の購入など、施策Ⅴ、住民と行政が一体となって未来を創造するまちでは、住民サービス向上のためのAIチャットボット構築業務や、コスト削減及び業務効率化のための事業などに予算配分されている。また、約2億8900万円の特定目的基金積立金がある。本特別委員会の中では、商工振興対策事業（マイナポイント関連）、経営継承・発展事業交付金、水稲経営規模拡大等支援事業補助金、芸北地域農道整備事業負担金、防災行政無線空中線撤去工事請負費等への取組に対して質疑がなされている。町民の命と生活を守るために、全ての町民に必要な情報が迅速に届けられるような工夫や仕組みづくりを求めるとともに、これらの質疑を基に本町が有する課題解決に向けて早急かつ着実に取り組んでいただきたい。新型コロナウイルス感染症の流行は、社会、経済のあらゆる場面に影響を及ぼしている。令和3年度は、より一層の事業の選択と集中、業務改善による経費削減等の徹底を進めながら、限られた財源で最大の効果が発揮できるように、町長はじめ全職員が一丸となって、持続可能な財政運営を行い、創意工夫をしながら適切な事務執行に当たられるよう強く求めて報告とする。

- 議長（湊俊文） これで委員長の報告を終わります。これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これをもって予算審査特別委員会の審査報告を終わります。これより補正予算関係3議案について、議案ごとに討論及び採決を行います。なお、予算審査特別委員会へ付託した補正予算関係3議案について、委員長の報告は、全て原案可決です。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第7 議案第61号 令和3年度北広島町一般会計補正予算（第3号）

- 議長（湊俊文） 日程第7、議案第61号、令和3年度北広島町一般会計補正予算第3号について討論を行います。討論はありませんか。美濃議員。
- 7番（美濃孝二） 7番、美濃孝二です。議案第61号、令和3年度北広島町一般会計補正予算第3号に対する反対討論を行います。反対する理由は3つです。第1は、マイナポイント事業です。この事業は、マイナンバーカードを持つ人がスマートフォンのキャッシュレス決済を使う場合、国のお金でポイントを上乗せする仕組みの導入で、消費税増税対策であり、その後の消費活性化策にも活用しようとするものです。しかし、カードを持っている人は優遇されますが、持っていない人はその利益を受けることができず、不公平を生み出します。さらには、マイナンバーカードの取得手続も煩雑であり、行政職員の多忙化に拍車をかけるとともに、個人情報漏えいやカードの紛失、盗難への危惧もあります。このように問題が多く、マイナンバーカードの普及を無理やり推し進めることは混乱を引き起こし、危険を広げると危惧するからです。第2は、学校給食センター整備に係る基本構想策定のための委託料300万円です。これは大朝の給食センターと、千代田の自校方式の4小学校、さらには豊平の給食センターも含めての統合に向け、検討するものです。給食センターか自校方式かについては様々な意見があり、保護者や学校関係者にとって大きな問題です。自校方式は、例えば食中毒発生時には自校のみとなるため、被害の広がりを抑制する。また、出来たての温かい給食の提供、臨機応変に

細かいアレルギー対応が可能など多くのメリットがあります。ところが総務常任委員会での説明では、保護者等の意見は聞いていないとのことでした。自校方式を継続するか、大規模な給食センターにするか、まちづくり基本条例に基づき、保護者等の意見を先に聞くべきであり、統合ありきの今回の基本構想策定委託料には反対いたします。第3は、防災行政無線空中線撤去工事請負費155万4000円です。この3月末で、大朝、豊平、芸北の防災行政無線を撤去しましたが、その解決方法と示していたスマホのきたひろ情報アプリが1900件しか登録されておらず、また、きたひろネット未加入者や情報端末を持たない方に対する措置として示していた固定電話による音声お知らせ登録が1件、ファックス登録がゼロとのこと、ほとんど進んでいないことが明らかになりました。緊急情報を住民に知らせることは行政の責任であるにもかかわらず、特に大朝、豊平で緊急情報を受け取る手段のない住民がどれぐらい取り残されているかも調べておらず、責任をないがしろにしていると言わざるを得ません。以上を理由として、この一般会計補正予算に反対いたします。議員各位のご賛同をお願いします。

- 議長（湊俊文） ほかに討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立多数）
- 議長（湊俊文） 起立多数です。したがって、議案第61号、令和3年度北広島町一般会計補正予算第3号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第8 議案第62号 令和3年度北広島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

- 議長（湊俊文） 日程第8、議案第62号、令和3年度北広島町農業集落排水事業特別会計補正予算第1号について討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立全員）
- 議長（湊俊文） 起立全員です。したがって、議案第62号、令和3年度北広島町農業集落排水事業特別会計補正予算第1号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第9 議案第63号 令和3年度北広島町介護保険特別会計補正予算（第1号）

- 議長（湊俊文） 日程第9、議案第63号、令和3年度北広島町介護保険特別会計補正予算第1号について討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立全員）
- 議長（湊俊文） 起立全員です。したがって、議案第63号、令和3年度北広島町介護保険特別会計補正予算第1号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第10 請願・陳情等の常任委員会審査報告

- 議長（湊俊文） 日程第10、請願・陳情等の常任委員会審査報告を議題といたします。  
本定例会で総務常任委員会へ審査の付託を行っております。請願・陳情等の審査の結果報告を求めます。総務常任委員会、服部委員長。
- 総務常任委員長（服部泰征） 請願・陳情等の常任委員会審査報告をします。令和3年6月24日。北広島町議会議長湊俊文様。総務常任委員会委員長服部泰征。委員会審査報告。令和3年6月9日本会議において、本委員会へ付託された次の件については、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。事件の番号、陳情第1号。件名、地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について。審査の結果、採択です。この陳情第1号について意見書の提出をします。理由、陳情第1号は、コロナ禍による新たな行政需要なども把握しながら、歳入歳出を的確に見積り、社会保障等の予算の充実と、地方財政の確立を目指すことが必要であるため、政府に意見書を提出します。
- 議長（湊俊文） 以上で、常任委員会の報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第11 陳情審査

- 議長（湊俊文） 日程第11、陳情審査を行います。陳情第1号、地方財政充実・強化を求める意見書の提出についてを議題とします。これより質疑を行います。総務常任委員会委員長の審査報告に対して質疑はありませんか。質疑なしと認めます。質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより陳情第1号、地方財政の充実・強化を求める意見書の提出についてを採決します。本件について、総務常任委員会委員長の報告は採択です。委員長の報告のとおり採択とすることに賛成の方は起立願います。（起立全員）
- 議長（湊俊文） 起立全員です。したがって、委員長の報告のとおり、採択とすることに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第12 発議第3号 北広島町議会会議規則の一部を改正する規則

- 議長（湊俊文） 日程第12、発議第3号、北広島町議会会議規則の一部を改正する規則を議題といたします。本案について趣旨説明を求めます。6番、山形議員。
- 6番（山形しのぶ） 6番、山形です。発議第3号、令和3年6月24日。北広島町議会議長湊俊文様。提出者、北広島町議会議員山形しのぶ、賛成者、北広島町議会議員亀岡純一、賛成者、北広島町議会議員敷本弘美、賛成者、北広島町議会議員伊藤淳、賛成者、北広島町議会議員服

部泰征。北広島町議会会議規則の一部を改正する規則。標記の議案を次のとおり、地方自治法第112条及び北広島町議会会議規則第14条第2項の規定により提出いたします。こちらの一部改正の趣旨をご説明いたします。趣旨といたしまして、議員活動と家庭生活との両立、支援策をはじめ男女の議員が活動しやすい環境整備の一環といたしまして、出産、育児、介護など議員としての活動をするに当たっての諸要因に配慮するため、育児、介護など、議会への欠席事由を整備するとともに、出産については、母性保護の観点から、出産に係る産前産後の欠席期間を規定するものであります。また、請願者の利便性の向上を図るため、議会への請願手続について、請願者に一律に求められている押印の義務づけを見直しまして、署名または記名押印に改めるものであります。このことから、北広島町議会会議規則の一部を改正する規則を提案いたします。議員各位のご賛同をお願いいたします。

○議長（湊俊文） これで趣旨説明を終わります。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立全員）

○議長（湊俊文） 起立全員です。したがって、発議第3号、北広島町議会会議規則の一部を改正する規則は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第13 発議第4号 地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について

○議長（湊俊文） 日程第13、発議第4号、地方財政の充実・強化を求める意見書の提出についてを議題とします。事務局が意見書案の朗読を行います。事務局。

○事務局（三宅克江） 地方財政の充実・強化に関する意見書（案）。新型コロナウイルスの出現により、今、地方自治体には、新たに多くの行政需要が発生しています。ワクチン接種体制の構築、防疫体制の強化、新しい生活様式への変化を余儀なくされた住民の日常生活から発生する問題など、あらゆる課題に即時の対応が求められています。それと同時に医療・介護など、社会保障への対応、子育て支援策の充実、地域交通の維持、確保など、少子高齢化の進展とともに従来からの行政サービスに対する需要もこれまで以上に高まりつつあります。しかし、現実に公的サービスを担う人材は不足しており、疲弊する職場実態にある中、近年多発している大規模災害、またデジタルガバメント化への対応も迫られています。こうした地方の財源対応について、政府は、いわゆる骨太方針2018に基づき、2021年度の地方財政計画までは2018年度の地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保してきました。しかし、新型コロナウイルスへの対応により、巨額の財政出動が行われる中、2022年度以降の地方財政が十分に確保できるのか、大きな不安が残されています。このため、2022年度の政府予算と地方財政の検討に当たっては、コロナ禍による新たな行政需要なども把握しながら、歳入歳出を的確に見積り、地方財政の確立を目指すよう政府に以下の事項の実現を求めます。記。1、社会保障、防災、環境、地域交通、人口減少、デジタル化など増大する地方自治体の財政需要を的確に把握し、これに見合う地方一般財源総額の確保を図ること。2、とりわけ新型コロナウイルス対策として、ワクチン接種体制の構築、感染症対応業務を含めたより全



体的な保健所体制、機能の強化、その他新型コロナウイルス対応事業、また、地域経済の活性化まで備えた十分な財源措置を図ること。3、子育て、地域医療の確保、介護や児童虐待防止、生活困窮者自立支援など、急増する社会保障ニーズが自治体の一般行政経費を圧迫していることから、地方単独事業分も含めた十分な社会保障経費の拡充を図ること。また、人材を確保するための自治体の取組を支える財政措置を講ずること。4、デジタルガバメント化における自治体業務システムの標準化については、自治体の実情を踏まえるとともに、目標時期の延長や一定のカスタマイズを可能とするなど、より柔軟に対応すること。また、地域経済を活性化させるためにも、デジタルシステムの標準化による大手企業の寡占を防止すること。また地域での人材育成を図るなど、地域デジタル社会推進費の有効活用も含めて対応すること。5、まち・ひと・しごと創生事業費として確保されている1兆円について、引き続き、同規模の財源確保を図ること。6、2020年度から始まった会計年度任用職員制度について、今後も当該職員の処遇改善が求められることから、引き続き、所用額の調査を行うなどして、さらなる財政需要を十分に満たすこと。また処遇改善額が明確となるよう、配慮すること。7、特別交付税の配分に当たり、諸手当等の支給水準が国の基準を超えている自治体に対して、その取扱いを理由とした特別交付税の減額措置を行わないこと。8、森林環境譲与税の譲与基準については、より林業需要の高い自治体への譲与額を増大させるよう見直すこと。9、地域間の財源偏在性の是正に向けては、偏在性の小さい所得税・消費税を対象に国税から地方税への税源移譲を行うなど抜本的な改善を行うこと。また、コロナ禍において固定資産税の軽減措置等が行われたことはやむを得ないものの、各種税制の廃止、減税を検討する際には、地方6団体などを通じて、自治体の意見や財政に与える影響を十分検証した上で、代替財源の確保をはじめ、財政運営に支障が生じることがないように対応を図ること。10、地方交付税の財源保障機能、財政調整機能の強化を図り、市町村合併の算定特例の終了への対応、小規模自治体に配慮した段階補正の強化など対策を講じること。11、地方交付税の法定率を引き上げるなど、引き続き、臨時財政対策債に頼らない地方財政の確立に取り組むこと。以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。令和3年6月24日。広島県北広島町議会。提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣、内閣府特命担当大臣(地方創生)、内閣府特命担当大臣(経済財政政策担当)

○議長(湊俊文) これにて意見書案の朗読を終わります。本案について趣旨説明を求めます。

10番、服部議員。

○10番(服部泰征) 10番、服部です。発議第4号、令和3年6月24日。北広島町議会議長湊俊文様。提出者、北広島町議会議員服部泰征。賛成者、北広島町議会議員中村忍、同山形しのぶ、同美濃孝二、同梅尾泰文、同宮本裕之。地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について。標記の議案を次のとおり、地方自治法第112条及び会議規則第14条第2項の規定により提出します。趣旨を説明します。地方自治法は、子育て支援の充実と保育人材の確保、高齢化が進行する中での医療、介護などの社会保障への対応、地域交通の維持など果たす役割が拡大する中で、新型コロナウイルス感染症対策や大規模災害に対する防災、減災事業の実施など緊急な対応を要する課題に直面しています。また、細やかな公的サービスを提供するための人材の確保も必要であり、そのための財源確保が地方自治体では困難な状況におかれています。本来必要な公共サービスを提供するため財源を担保するのが地方交付税の役割の一つであります。このため、2022年度の政府予算と地方財政の検討に当たっては、歳入歳出を的確

に見積り、社会保障等の予算の充実と、地方財政の確立を目指すことが必要であるため、政府に意見書を提出するものです。議員各位のご賛同よろしく申し上げます。

○議長（湊俊文） これで趣旨説明を終わります。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立全員）

○議長（湊俊文） 起立全員です。したがって、発議第4号、地方財政の充実・強化を求める意見書の提出については、原案のとおり可決されました。以上で、本日の日程を全部議了いたしました。会議を閉じます。ここで町長から発言の申出がありますので、これを許します。箕野町長。

○町長（箕野博司） 6月議会定例会の閉会に当たりまして、一言お礼のご挨拶を申し上げます。6月9日の開会から本日までの16日間、議員の皆様におかれましては終始熱心な調査、ご議論、ご審議の下、提案いたしました全ての議案につきましてご承認をいただき、誠にありがとうございます。ご承認いただきました事業を着実に実行することはもとより、新型コロナワクチンの円滑な接種をはじめ、将来にわたり持続可能なまちづくりに向けて職員一丸となり取り組んでまいります。今後とも町行政の運営につきまして、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。時節柄、議員、町民の皆様にはご自愛をいただき、皆様のより一層のご健勝を祈念申し上げまして、閉会の挨拶といたします。ありがとうございました。

○議長（湊俊文） 閉会に当たり、一言申し上げます。本定例会は、6月9日から本日まで16日間の会期で、3月改選後、初の定例会でありました。本町の令和3年度の町民生活に直結した肉づけ予算は、予算審査特別委員会で、また補正予算等の重要案件も熱心な審議が行われ、予定の日程を無事終了いたしました。行政におかれましては、本定例会における質疑や意見など、今後の予算執行に反映されるよう要望しておきます。現在、新型コロナウイルス感染症のPCR検査、ワクチン接種が続いております。医療関係の皆様のご尽力に対して、北広島町議会からも心より感謝申し上げます。先日、9都道府県に発令されていた緊急事態宣言が解除され、東京オリンピック・パラリンピックの開催に近づいてきました。私たちの平穏な生活が一日も早く戻るためにも、早期に新型コロナウイルス感染症が収束することを念願します。また今年は、長い梅雨と猛暑が予報されております。特に梅雨末期の集中豪雨には気をつけていただきたいと思います。こうした状況を踏まえて、議員の皆様には一層ご自愛の上、本町の発展のために、ますますご活躍とご尽力を賜りますようお願いを申し上げます。閉会の挨拶とします。これをもって令和3年第2回北広島町議会定例会を閉会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前 10時 51分 閉会

~~~~~ ○ ~~~~~